



埼玉県報

第 2702 号
平成 27 年(2015 年)
6 月 5 日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則（温暖化対策課）

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（利根地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（利根地域振興センター）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 馬宮土地改良区の役員退任届（さいたま農林振興センター）
- 大岡第一土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 高坂土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 手子林第三土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 土砂災害警戒区域等の指定（河川砂防課）
- 幸手都市計画事業道仏土地区画整理事業の事業計画の変更（市街地整備課）
- 東松山都市計画事業藤曲土地区画整理事業施行認可（市街地整備課）
- 県営住宅等の家賃等の収納事務委託及び行政財産使用料徴収事務委託に関する告示（住宅課）
- 「埼玉県議会だより」の新聞折り込み及び配布業務に関する落札者等の公示（政策調査課）
- 埼玉県議会テレビ番組等制作・放送業務委託に関する契約の相手方等の公示（政策調査課）
- IC 運転免許証作成用消耗品等の購入に係る契約の相手方等の公示（会計課）
- 組織犯罪対策情報管理システム機器等の賃貸借に関する入札公示（会計課）
- トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか 3 品目に関する落札者の公示（会計課）
- 四輪車用タイヤ 36 品目に関する落札者の公示（会計課）
- ヘリコプター用ジェット燃料に関する契約の相手方の公示（会計課）
- 県道さいたま東村山線（新座市野火止）の供用の開始（朝霞県土整備事務所）

- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 小児医療センター医療情報システム運用管理保守業務に関する契約の相手方等の公示（小児医療センター）
- 小児医療センター新病院重症患者部門システムの調達に関する入札公告（経営管理課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 平成 27 年度における教科書展示会（義務教育指導課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

正誤

- 埼玉県規則第 42 号中訂正（スポーツ振興課）

規 則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十四号

埼玉県地球温暖化対策推条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ロ中「別表第十二」を「別表第十三」に改める。

第二十条第一項中「平成二十一年総務省告示第七十五号（統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件）に定める日本標準産業分類」を「日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）」に改める。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の注2中「（平成二十一年総務省告示第一七五号）」を削る。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の注1中「（平成二十一年総務省告示第一七五号）」を削る。

様式第八号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の注2中「（平成二十一年総務省告示第一七五号）」を削る。

様式第十号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の注1中「（平成二十一年総務省告示第一七五号）」を削る。

様式第十二号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の注2中「（平成二十一年総務省告示第一七五号）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第六百三十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年五月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人かもめ
- 三 代表者の氏名
小嶋 正雄
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県蓮田市黒浜字新井千二百四十七番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、回復途上にある精神障害者に対して、自立生活ができるように生活支援事業を行い、そして全ての障害者が暮らしやすい地域社会を実現するために、広報・啓発活動を行い、もってノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百三十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Best Innovation

三 代表者の氏名

影沢 秀徳

四 主たる事務所の所在地

埼玉県白岡市小久喜千四百二十五番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者をはじめとする地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な事業を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を図るとともに、地域住民が住み慣れた環境の下で、自らの意思により、その人らしい生活を継続して営むことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第六百三十八号

熊谷市、加須市、春日部市、日高市及び小鹿野町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	地名	果	の調査を行った地区	年月日
熊谷市	平成二十四年度 平成二十五年度 平成二十六年年度	地籍図 地籍簿	十四枚 一冊	大麻生一（大麻生の一部）	平成二十七年 五月二十九日
加須市	平成二十五年度 平成二十六年年度	地籍図 地籍簿	二十八枚 一冊	飯積Ⅲ（飯積の一部）	平成二十七年 五月二十九日
春日部市	平成二十六年年度	地籍簿	四枚 一冊	花積（花積の一部）	平成二十七年 五月二十九日
日高市	平成二十五年度 平成二十六年年度	地籍図 地籍簿	二十四枚 一冊	日高第四十二（大字横手の一部）	平成二十七年 五月二十九日
小鹿野町	平成二十五年度 平成二十六年年度	地籍図 地籍簿	五十一枚 一冊	般若六（大字般若の一部）	平成二十七年 五月二十九日

告 示

埼玉県告示第六百三十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県東松山市箭弓町三丁目三千六百二十六番六の一部、三千六百二十六番九の一部、五千七百四十七番四の一部、五千七百五十三番三の一部、五千七百七十二番二の一部、五千七百七十二番三の一部、五千七百七十二番四の一部、五千七百七十七番一の一部、五千七百七十九番の一部、五千七百八十番の一部、五千七百八十三番の一部、五千七百八十四番の一部、五千七百八十五番の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図



告 示

埼玉県告示第六百四十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

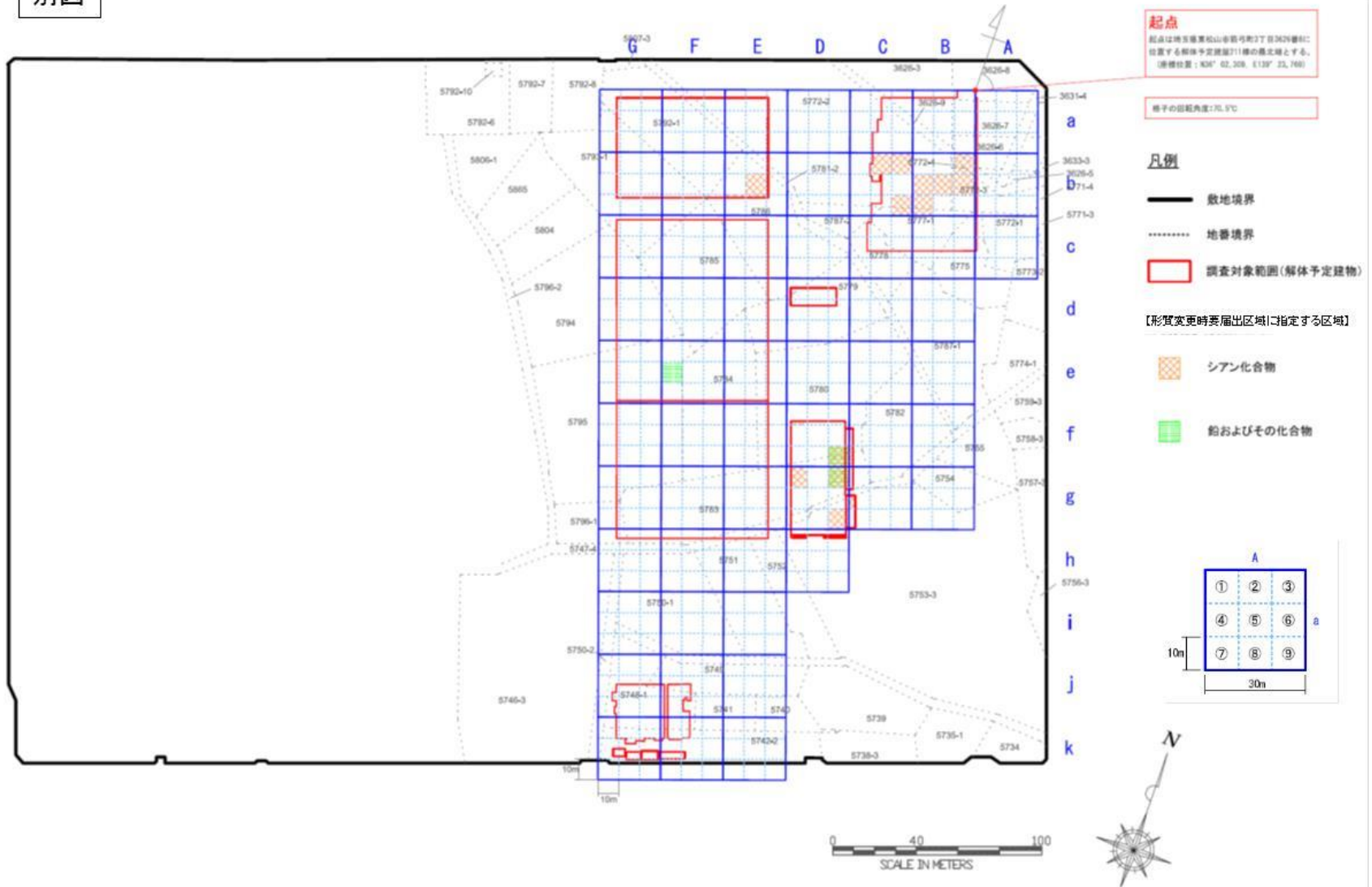
一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県東松山市箭弓町三丁目三千六百二十六番六の一部、三千六百二十六番九の一部、五千七百四十七番四の一部、五千七百五十三番三の一部、五千七百七十二番二の一部、五千七百七十二番三の一部、五千七百七十二番四の一部、五千七百七十七番一の一部、五千七百八十番の一部、五千七百八十三番の一部、五千七百八十六番の一部、五千七百九十五番の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
シアン化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



告 示

埼玉県告示第六百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤオコー小川ショッピングセンター
埼玉県比企郡小川町大字大塚千百五十二―一
- 二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人
埼玉県川越市脇田本町一番地五
- 三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十七年五月八日

告 示

埼玉県告示第六百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー小川ショッピングセンター

埼玉県比企郡小川町大字大塚千百三十

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年一月二十七日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千三百五十九平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一七五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二〇立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十分から午後十時二十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 五か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

荷さばき施設三 午前六時から午前八時三十分

ト 届出年月日

平成二十七年五月二十六日

二 縦覧期間

平成二十七年六月五日から平成二十七年十月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年六月五日から平成二十七年十月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、馬宮土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住所
監事	澤田 隆	埼玉県さいたま市西区大字指扇九百七十四番地

告 示

埼玉県告示第六百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十七年五月二十九日認可した。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

大岡第一土地改良区

二 事務所所在地

東松山市

告 示

埼玉県告示第六百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十七年五月二十九日認可した。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

高坂土地改良区

二 事務所所在地

東松山市

告 示

埼玉県告示第六百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十七年五月二十九日認可した。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

手子林第三土地改良区

二 事務所所在地

羽生市

告 示

埼玉県告示第六百四十七号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一四―二―二号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡三芳町大字上富字中東百六十八番二 他五十筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 九百四十七・一七立方メートル

浸透効果量 ○・〇三九立方メートル毎秒

告示

埼玉県告示第六百四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東富田	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
西富田	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
四方田	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
みどりが丘二丁目	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
東富田	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。

<p>四方田</p>	<p>みどりが丘二丁目</p>
<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>
<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

告 示

埼玉県告示第六百四十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により
土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

宮代町道仏土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十四年二月十二日から

平成三十年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県南埼玉郡宮代町宮代二丁目、宮代三丁目及び字道佛の各一部

四 事務所所在地

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛四百十五番地一

五 設立認可の年月日

平成十四年二月十二日

六 変更認可の年月日

平成二十七年六月五日

告 示

埼玉県告示第六百五十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第四条第一項の規定により土地区画整理事業の施行を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称及び住所

東松山市藤曲他地区開発共同企業体

埼玉県東松山市松本町二丁目一番一号

二 事業施行期間

平成二十七年六月五日から

平成二十九年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県東松山市大字松山字藤曲の一部、字仲田町の一部

四 土地区画整理事業の名称

東松山市都市計画事業藤曲土地区画整理事業

五 事務所所在地

埼玉県東松山市松本町二丁目一番一号

六 施行認可の年月日

平成二十七年六月五日

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所及び東松山市役所の掲示場に掲示して行うものとする。

告示

埼玉県告示第六百五十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上田清司

委託事務	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
県営住宅及びこれに併設されている店舗並びに埼玉県特定公共賃貸住宅の家賃等の収納事務	さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号 埼玉県住宅供給公社 理事長 前田一彦	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
県営住宅、特別県営住宅及び埼玉県特定公共賃貸住宅の行政財産使用料の徴収事務	同右	同右

告 示

埼玉県告示第六百五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び予定数量

「埼玉県議会だより」新聞折り込み及び配布業務 2,301,160部×4回

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成27年4月3日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社埼玉新聞社 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目282番地3

5 落札金額

53,780,868円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成27年2月13日

告 示

埼玉県告示第六百五十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県議会テレビ番組等制作・放送業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テレビ埼玉 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目36番4号

5 契約金額

136,826,280円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第六百五十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

I C 運転免許証作成用消耗品等の購入（単価契約） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3 丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社D N P アイディーシステム 東京都新宿区新宿4丁目3番17号

5 契約金額

別表のとおり

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

別表

I C 運転免許証作成用消耗品

品名	規格	金額（税抜き）
I C カード基体 一般用	300 枚 × 3	469,800 円
I C カード基体 優良用	300 枚 × 3	469,800 円
I C カード基体 新規用	300 枚 × 3	469,800 円
経歴書用カード基体	300 枚 × 1	150,600 円
高速型用リボン（セット）	2,000 枚 × 1（7 種）	130,800 円
標準型用リボン（セット）	500 枚 × 1（3 種）	43,400 円

I C 運転免許証作成機部品等消耗品

品名	金額（税抜き）
撮影機用消耗品	
・上下ランプセット	14,700 円
・ハードディスク（撮影機）	45,000 円
・3 C C D カメラ（撮影機）	495,000 円
・免許証リーダー（撮影機）	580,000 円
・U P S	31,000 円
・制御ユニット	631,800 円
プリンタ用消耗品	
・エアフィルターセット	14,500 円
・ホッパー部固定ブラシ	11,900 円
・搬送ローラーセット	39,600 円
・サーマルヘッドセット	130,000 円
・プラテンローラー	10,000 円
・ヒートローラーセット	65,900 円
・シュートローラーセット	22,000 円
・タイミングベルトセット	17,000 円
・ロール E X I T セット	47,300 円

・ロールロアピンチローラー	21,500 円
・ピンチロールUP	65,000 円
・ヒートロールカム部組立	40,000 円
・ピンチロールカム部組立	31,800 円
・HS 固定ブラシ	9,500 円
・HS 部リボンセンサー	6,500 円
・本籍印字ロール紙	17,500 円
・IC 確認装置用指紋認証USB	19,700 円
・IC 確認装置底板	9,000 円
複写撮影装置用消耗品	
・3CCDカメラ組立	559,000 円
・撮影用LEDランプ	16,000 円
・吸着パッド	8,500 円
・入口センサー	1,700 円
・2枚取りセンサー	5,500 円
・電磁弁組立	20,100 円
・エアフィルターセット	7,100 円
備考欄印字装置用消耗品	
・裏面印刷用インクリボン	7,800 円

告 示

埼玉県告示第六百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

組織犯罪対策情報管理システム機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成28年3月1日（火）から平成33年2月28日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 渡邊 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年7月22日（水）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年7月21日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年7月22日（水）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成27年7月22日（水）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年7月9日（木）正午までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年6月5日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通）
へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of
organized crime control information management system equipment etc.

(2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m.
July 22,2015 By mail;5:00 p.m. July 21,2015 In person;10:30 a.m.
July 22,2015

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance
Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県告示第六百五十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか3品目の単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成27年3月30日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社コイズミ 東京都板橋区熊野町33番3号

5 落札金額

27,295,920円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成27年2月17日

告 示

埼玉県告示第六百五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
四輪車用タイヤ36品目の単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年3月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
埼玉ジー・ワイ株式会社 埼玉県さいたま市南区内谷1丁目1番12号
- 5 落札金額
16,561,692円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年2月17日

告 示

埼玉県告示第六百五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

ヘリコプター用ジェット燃料の単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年3月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

石野礦油株式会社 東京都大田区池上8丁目5番3号

5 契約金額

21,990,528円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年六月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月五日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 水村 正和

さいたま東村山線	路 線 名
新座市野火止四丁目七七三番四七地先 から 同市野火止四丁目七七三番四六地先ま で (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)	供用開始の区間
平成二十七年六月五日	供用開始の期日
	備 考

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年六月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十七年五月二十二日

指令越建セ第二六〇〇五四二号

二 検査済証番号

平成二十七年五月二十九日

越建セ第八七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町宮代二丁目一四九番一、一五二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県越谷市大字袋山一三六一番地一六

大和建设株式会社 代表取締役 清水 陽子

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年六月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十七年五月八日

指令越建セ第二六〇〇三六一号

二 検査済証番号

平成二十七年六月二日

越建セ第九三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字宮東五三六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町川端二丁目二番二十四号 セルアーモ並木一〇一号

成田 宏之

告 示

埼玉県病院事業告示第二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年六月五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
小児医療センター医療情報システム運用管理保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立小児医療センター事務局業務部医事・経営担当 埼玉県さいたま市岩槻区大字馬込 2 1 0 0 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 27 年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝 5 丁目 7 番 1 号
- 5 契約金額
113,348,160 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 0 条第 1 項第 2 号に該当

告 示

埼玉県病院事業告示第三十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年六月五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

小児医療センター新病院重症患者部門システム 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年1月31日

(4) 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

埼玉県立小児医療センター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 神久・番匠
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地
小児医療センター 医事・経営担当 吉田
電話048-758-1811 ファクシミリ048-758-1818

(3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(4) 入札説明会の有無

無

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成27年7月17日 午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年7月16日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成27年7月17日 午前11時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14

年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成27年7月2日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

One set of clinical information system

(2) Time-limit for tender:

11:00 a.m., July 17, 2015 (bidding by registered mail must be received

by 5:00 p.m., July 16, 2015)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県教委告示第十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十七年六月五日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

一 日時

平成二十七年六月十一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 県議会平成二十七年六月定例会提出予定案件について
- ロ 埼玉県障害児就学支援委員会委員の委嘱及び任命について
- ハ その他

告 示

埼玉県教委告示第十八号

平成二十七年年度における教科書展示会を次のとおり開催する。

平成二十七年六月五日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

一 期間

平成二十七年六月十九日（金）から十四日間

二 会場

展示会場名・所在地	展示見本本
埼玉県立総合教育センター 行田市富士見町二丁目二十四番地	小・中・高・特
さいたま市立中央図書館	小・中・高・特
さいたま市浦和区東高砂町十一番一号	小・中・高・特
さいたま市立教育研究所	小・中・高・特
さいたま市浦和区岸町六丁目十三番十五号	小・中・高・特
さいたま市立大宮小学校	小・中・高・特
さいたま市大宮区大門町三丁目三番地	小・中・高・特
川口市立教育研究所芝園分室	小・中・特
川口市芝園町三番十七号	小・中・特
志木市総合福祉センター	小・中・特
志木市上宗岡一丁目五番一号	小・中・特
草加市立中央図書館	小・中・特
草加市松原一丁目一番九号	小・中・特
戸田市立教育センター	小・中・特
戸田市上戸田一丁目十九番十四号	小・中・特
朝霞市コミュニティセンター	小・中・特
朝霞市青葉台一丁目七番一号	小・中・特
桶川市立桶川中学校	小・中・特
桶川市泉一丁目五番十号	小・中・特
上尾市コミュニティセンター	小・中・特
上尾市柏座四丁目二番三号	小・中・特

川越市立教育センター 川越市大字古谷上六千八十三番地十	小・中・高・特
坂戸市立教育センター 坂戸市伊豆の山町十七番地一	小・中・特
三芳町役場 三芳町大字藤久保千百番地一	小・中・特
所沢市立教育センター 所沢市けやき台二丁目四十四番地の二	小・中・特
飯能市立飯能第一小学校 飯能市山手町十三番八号	小・中・高・特
東松山市立松山第一小学校 東松山市松葉町一丁目一番十六号	小・中・特
秩父地方庁舎 秩父市東町二十九番二十号	小・中・高・特
本庄市立図書館 本庄市千代田四丁目一番九号	小・中・特
熊谷市立熊谷西小学校 熊谷市中央一丁目一番地	小・中・高・特
深谷市立教育研究所 深谷市本住町十二番八号	小・中・特
羽生市立羽生北小学校 羽生市北二丁目一番一号	小・中・特
春日部市立春日部中学校 春日部市粕壁四丁目四番十五号	小・中・高・特
郷土資料館準備室（旧幸手准看護学校） 幸手市下宇和田五十八番一	小・中・特
越谷市教育センター 越谷市増林三丁目四番地一	小・中・特
三郷市立瑞沼市民センター 三郷市上彦名八百七十番地	小・中・特

告 示

埼玉県選管告示第四十号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十七年六月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

一 日時 平成二十七年六月八日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県知事選挙について

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

ウ その他

正 誤

埼玉県規則第四十二号（平成二十七年四月一日号外第六号）中訂正

三ページの次に次のように加える。

様式第1号(1) (第2条関係)

埼玉県立武道館利用許可申請書

年 月 日		(宛先) 埼玉県知事 (埼玉県立武道館指定管理者)		〒		住 所	
申請者		団体名又は氏名		代 表 者 名		事務連絡者名 電話	
次のとおり利用したいので申請します。							
利用目的 (行事の名称)						入場料徴収	有・無
利用予定者の 区 分	1 一般	2 高校・大学生	3 小・中学生	利用予定人員	人		
利用施設名	利用年月日	利用時間の区分				施設利用の金額	
	年 月 日	下記の利用時間の区分(準備作業及び撤去作業の時間を含む。)を選び左欄に記号を記入すること。 記 A: 午前9時から 午後零時30分まで B: 午後1時から 午後5時まで C: 午後5時30分から 午後9時まで D: 午前9時から 午後5時まで E: 午後1時から 午後9時まで F: 午前9時から 午後9時まで G: 早朝開館 午前8時から H: 早朝開館 午前8時30分から I: 夜間延長 午後9時30分まで J: 夜間延長 午後10時まで ※ 早朝開館・夜間延長の場合は事前に御相談ください。				円	
	年 月 日					円	
	年 月 日					円	
	年 月 日					円	
	年 月 日					円	
	年 月 日					円	
	年 月 日					円	
	年 月 日					円	
	年 月 日					円	
	年 月 日					円	
	年 月 日					円	
	年 月 日					円	
	年 月 日					円	
	年 月 日					円	
浴 室	年 月 日	時 分から 時 分まで	利用人員	人	円		
	年 月 日	時 分から 時 分まで	人	円			
	年 月 日	時 分から 時 分まで	人	円			
使用料(利用料金)減額・免除申請等				施設料金小計	円		
減額・免除・県外・入場料徴収				設備料金小計	円		

合 計	円
-----	---

利用の条件	
備 考	

注 太線内だけ記入してください。

様式第1号(2) (第2条関係)

埼玉県立武道館利用変更申請書

年 月 日			
(宛先) 埼玉県知事 (埼玉県立武道館指定管理者)			
〒			
住 所 _____			
申請者 団体名又は氏名 _____			
代 表 者 名 _____			
事務連絡者名 _____ 電話 _____			
次のとおり利用の変更をしたいので申請します。			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
変更理由			
変 更 内 容			
変 更 前		変 更 後	
既 納 額	変 更 後 の 額	納入すべき金額	
円	円	円	

注 太線内だけ記入してください。

様式第3号(1) (第2条関係)

埼玉県立武道館利用許可書


許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
〒 住 所 _____			
申請者 団体名又は氏名 _____			
代 表 者 名 _____			
事務連絡者名 _____ 電話 _____			
次のとおり武道館の利用を許可します。			
埼玉県知事 印 (埼玉県立武道館指定管理者)			
利用目的 (行事の名称)			入場料徴収 有・無
利用予定者の 区 分	1 一般 2 高校・大学生 3 小・中学生	利用予定人員	人
利用施設名	利用年月日	利用時間の区分	施設利用の金額
	年 月 日	A: 午前9時から 午後零時30分まで B: 午後1時から 午後5時まで C: 午後5時30分から 午後9時まで D: 午前9時から 午後5時まで E: 午後1時から 午後9時まで F: 午前9時から 午後9時まで G: 早朝開館 午前8時から H: 早朝開館 午前8時30分から I: 夜間延長 午後9時30分まで J: 夜間延長 午後10時まで	円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
浴 室	年 月 日		時 分から 時 分まで
	年 月 日	時 分から 時 分まで	人員 人 円
	年 月 日	時 分から 時 分まで	人員 人 円
使用料(利用料金)減額・免除申請等			施設料金小計 円
減額・免除・県外・入場料徴収			設備料金小計 円

合 計	円
-----	---

利用の条件	
備 考	

様式第3号(2) (第2条関係)

埼玉県立武道館利用変更許可書

第 号 年 月 日		
〒 住 所 団体名又は氏名 申 請 者 事務連絡者名 電話		
次のとおり武道館の利用の変更を許可します。 埼玉県知事 (埼玉県立武道館指定管理者)		
		
許可年月日	年 月 日	許可番号 第 号
変更理由		
変 更 内 容		
変 更 前	変 更 後	
既 納 額	変 更 後 の 額	納入すべき金額
円	円	円

利 用 券

利用する道場

年 月 日

時 分～ 時 分

1人1回 円

埼玉県立武道館

様式第5号（第5条関係）

埼玉県立武道館指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

㊟

指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第6号（第6条関係）

埼玉県立武道館利用料金承認申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

埼玉県立武道館指定管理者 印

利用料金の額を次のとおり定めることについて、承認を受けたいので申請します。

区 分	利用料金（円）	備 考

注1 区分欄には、施設、設備の名称、利用時間の区分等の指定管理者が利用料金を設定するに当たり必要な区分を記入すること。

注2 欄が不足する場合は、別紙に記入し、本申請書と併せて提出すること。

注3 別紙は、日本工業規格A列4番縦型とすること。

様式第7号（第8条関係）

埼玉県立武道館利用料金減額（免除）承認申請書

年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

埼玉県立武道館指定管理者 印

利用料金を次のとおり減額(免除)することについて、承認を受けたいので申請します。

減額（免除）の承認を受けようとする利用料金の区分	減額（免除）の承認を受けようとする理由	減額（免除）の承認を受けようとする額	備 考

注1 欄が不足する場合は、別紙に記入し、本申請書と併せて提出すること。

注2 別紙は、日本工業規格A列4番縦型とすること。